

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、本格的な少子化・高齢化、人口減少社会の到来に伴い、単身世帯や核家族、高齢者世帯の増加などが進んでいます。また、生活環境や雇用環境などが大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの多様化、世代間の意識の違いなどにより、地域でのつながりの希薄化や地域社会の脆弱化などにも歯止めがかかっていません。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、より多くの人々が社会的孤立や経済的困窮に直面するとともに、地域でのつながりを維持・創出してきた様々な活動の継続が困難な状況になっています。

このような社会状況の中で、単身高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人の増加や8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題が地域で多く生まれています。

これらの課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進が強く求められています。

国では、令和3年(2021年)4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行し、地域共生社会の実現に向けて、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市では、平成31年(2019年)3月に「第2次大和郡山市地域福祉計画・第1次大和郡山市地域福祉活動計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、「世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山」を基本理念として掲げ、その実現に向けて、「誰もが支えあい、助けあえる地域づくり」と「包括的な支援体制づくり」に取り組んできました。

また、より効果的・効率的に前計画を推進できるよう、「地域包括支援センター圏域での仕組みの強化」や「地域での課題解決力を育む地区社協(地区社会福祉協議会)づくり」「権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築と権利擁護センターの設置」を重点的な取り組みに設定し、積極的に施策・事業を推進してきました。

「第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という。)は、このような社会状況の変化や、本市の地域福祉を取り巻く現状・課題、国などの動向を踏まえ、大和郡山市(以下、「市」という。)と大和郡山市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が連携し、それぞれの役割を認識・共有しながら、本市における地域共生社会を実現していくために策定するものです。

地域共生社会の実現に向けた国の動向と「重層的支援体制整備事業」

- 平成30年（2018年）4月に施行された「改正社会福祉法」において、市区町村は「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制づくりに努める旨が規定されました。
- 令和3年（2021年）4月に施行された「改正社会福祉法」において、地域共生社会の実現に向けた体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 重層的支援体制整備事業は、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。
 なお、この事業は市町村の手あげによる任意事業ですが、実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援を創設することが必須条件となっています。

【重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容】

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）	Ⅰ 相談支援	○介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施 ○以下の2つの機能を強化 ①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能） ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能	Ⅰ～Ⅲを通じ、 ・継続的な伴走支援 ・多機関協働による支援を実施 ※支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）
	Ⅱ 参加支援	○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施 （※1）世帯全体としては経済困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援 など ○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う	
	Ⅲ 地域づくりに向けた支援	○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能	

出展：社会福祉法の改正趣旨・改正概要（厚生労働省）

2. 計画の位置づけ

1) 法令上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市町村がつくる「市町村地域福祉計画」と、同法第109条の規定に基づく組織である社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。また、本計画の推進を通じて、同法第106条の3に規定される「包括的な支援体制の整備」を促進します。

さらに、本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

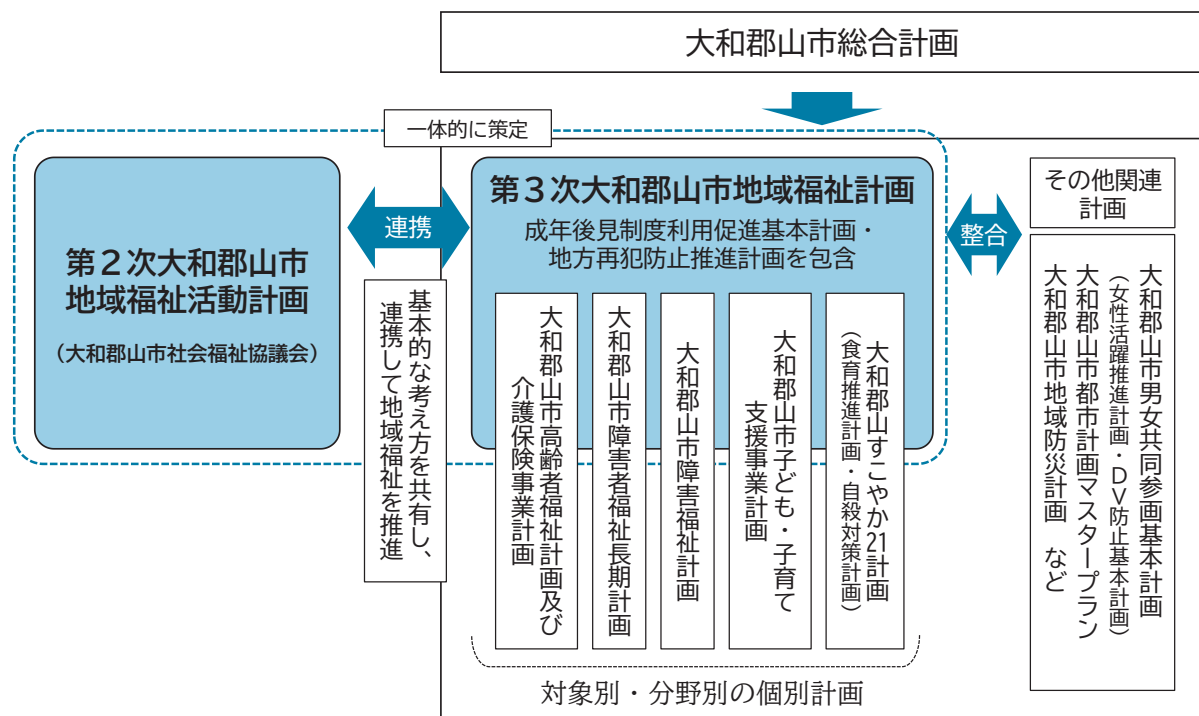
2) 関連計画との関係

「地域福祉計画」は、「大和郡山市総合計画」を上位計画とし、「大和郡山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「大和郡山市障害者福祉長期計画」、「大和郡山市障害福祉計画」、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」、「大和郡山すこやか21計画」などの福祉分野の個別計画と整合・連携を図りつつ、それらが共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられています。また、他分野の関連計画とも整合・連携を図ります。

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念や目標に基づき、市社協を中心に、地域住民や民間が主体となった具体的な取り組みを整理するものです。

本計画は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもので、それぞれの役割を認識しながら、連携して地域福祉の推進を図ることをめざします。

【第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画と各計画等との関係】



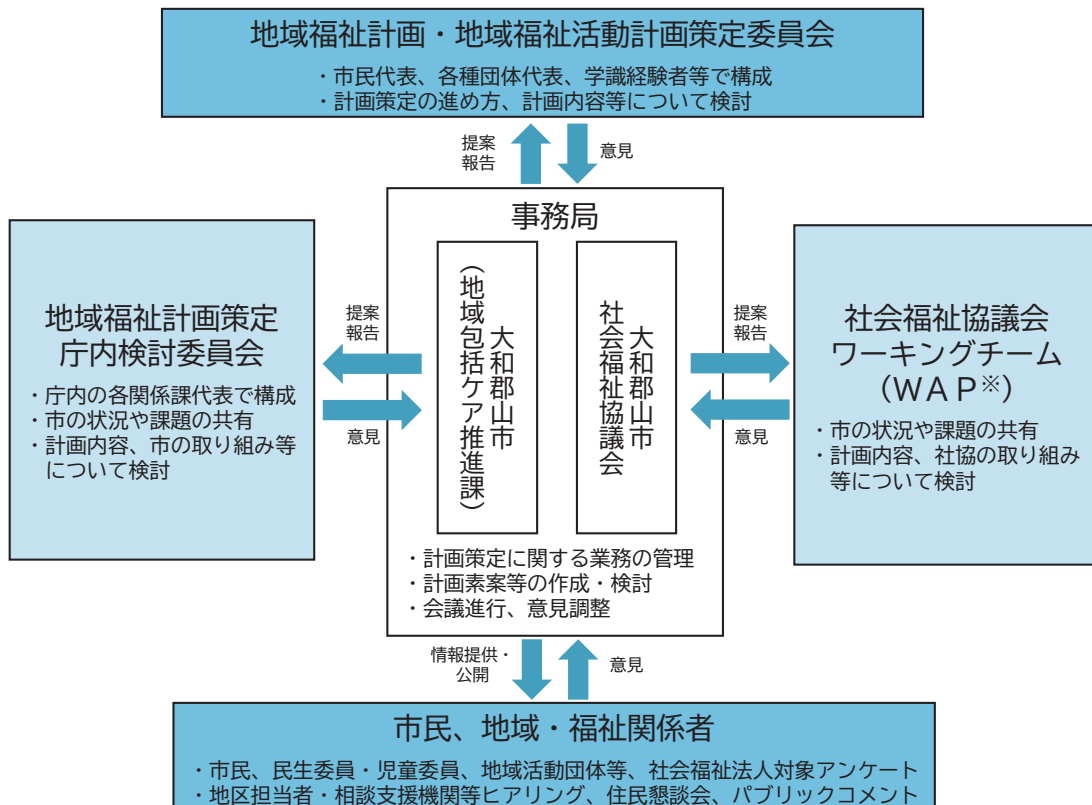
3. 計画の期間

本計画の期間は令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。
 なお、社会情勢や市民のニーズの変化、関連する法制度の変更に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
総合計画	第4次(平成28年度~令和7年度)		第5次		
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次大和郡山市地域福祉計画・第2次大和郡山市地域福祉活動計画				
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第9期(令和6年度~令和8年度)			第10期	
障害者福祉長期計画	第3次(平成28年度~令和7年度)		第4次		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期(令和6年度~令和8年度) 第3期(令和6年度~令和8年度)			第8期 第4期	
子ども・子育て支援 事業計画	第2期 (令和2年度~6年度)	第3期			
すこやか21計画	第2次(平成26年度~令和7年度)		第3次		

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市と市社協が連携するとともに、地域住民、地域団体、福祉に関連する関係団体、専門機関に対して、以下のような意見収集、協議の場を設けました。



※WAP: ウェルフェア・アクティビティ・プロジェクト